なら歴史芸術文化村管理規則をここに公布する。

令和二年十月八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第十九号

なら歴史芸術文化村管理規則

(趣旨)

のとする。 なら歴史芸術文化村 下「条例」とい この規則は、 う。 なら歴史芸術文化村条例 (以下「文化村」という。 第六条、 第十条第三項、 (令和二年十月奈良県条例二十一号。 第十一条及び第十四条の規定によ の管理に関し必要な事項を定めるも

(開館時間及び休館日等)

第二条 文化村の開館時間及び休館日は、 別表のとおりとする。 ただし、 知事は、 必要

があると認めるときは、 これらを臨時に変更することができる。

することができる。

2

知事は、

管理上必要があると認めるときは、

施設の

_

部を休止し、

又は使用を制限

(使用の申込み)

条例第四条第一項の規定により、 使用の承認を受けようとする者は、 なら 歴史

芸術文化村使用申込書 (第 一号様式) を知事に提出しなければならな

2 ときは、 日とする。 前項の申込書の受付は、 この限りでな)の六月前から行うものとする。 使用する日 (二日以上にわたっ ただし、 知事が特に必要があると認める て使用するときは、 その 初

(使用承認書の交付)

第四条 知事は、 前条第一項の規定による申込書の提出があった場合におい て、 適当と

認め使用の承認をするときは、 なら歴史芸術文化村使用承認書 (第二号様式) を交付

するものとする。

(使用料の後納)

第五条 条例第六条ただし書の規則で定める場合は、 国又は地方公共団体が使用する場

合であって、 知事が後納することについてやむを得ないと認めるときとする。

(撮影等の 許可)

第六条 条例第九条の規定により、 撮影、 歴史文化資源等 の模写又は模造及びこれらに

類する行為の許可を受けようとする者は、 撮影等許可申請書 (第三号様式) を知事に

提出 なけ ればならない

(歴史文化資源 \mathcal{O} 貸出

第七条 第四号様式) 歴史文化資源等の貸出しを受けようとする者は、 を知事に提出 その 許可を受け なけ ればならない 歴史文化資源等貸出 申請

2 当し、 知事は、 かつ、 前項の申請があった場合におい 当該貸出しが文化村の業務に支障がないと認められるときは、 て、 当該申請者が 次 の各号 \bigcirc 11 ず 貸出 れ カン 該 \mathcal{O}

許可をすることができる。

るとき。 国又は地方公共団体が設置する博物館、 美術館 又はこれ らに類する施設 \mathcal{O} 長 で

する施設として都道府県の教育委員会の指定を受けた施設 第二章の規定による登録を受け、 前号に規定する施設以外の施設で、 又は同法第二十九条の規定により博物館 博物館法 (昭和二十六年法 の長であるとき。 律第二百八 十 五

三 その他知事が適当と認める者であるとき。

3 知事は、 前項の 許可をする場合において、 必要な条件を付することができる。

4 と認めるときは、 歴史文化資源等 の貸出期間は、 っでない。 六十 日 以内とする。 ただ 知 事が 特 心要が ある

この

限り

(禁止行為)

第八条 文化村におい ては、 次に掲げる行為をし てはならな

文化村の施設、 設備等を損傷し、 又は汚損すること。

文化村内の秩序を乱す行為をすること。

その他係員の指示に従わないこと。

(入館の禁止等)

第九条 知事は、 前条各号の 1 ずれ かに該当する行為を行 11 又はそのおそれ 0 ある者

に対して、 入館を禁じ、 又は退館させることができる。

(施設、 設備等の損傷等)

第十条 ば 又は 入館者又は歴史文化資源等の 滅失したときは、 直ちに、 貸出 その 旨を知事に届け L \mathcal{O} 許可を受け 出 た者は、 て、 そ の指示 施設、 に従わなけ 設備等を損 傷

(指定管理者の 指定に係る申請書等)

第十一条 様式) とする。 条例第十条第三項の規則で定める申請書は、 指定管理者指定申請書 (第五

2 条例第十条第三項第二号の 規則 で定め る書類 は、 次 に掲げるとお

りとす

- 一 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 一 法人にあっては、登記事項証明書
- 三 申請の 日の 属する事業年度の直前三年 \mathcal{O} 各事業年度における事業報告書、 財産目
- 録、 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- 兀 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五. 前各号に掲げるもの のほか、 知事が必要と認める書類

(指定管理者が行う管理の基準)

- 第十二条 条例第十 一条の規則で定める管理の基準は、 次に掲げるとおりとする。
- 開館時間及び休館日は、第二条第一項に定めるとおりとすること。
- 二 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- 三 文化村の利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な管理を行うこと。
- 2 きる。 か じめ 指定管理者は、 知事の 承認を受けて、 必要があると認めるときは、 第二条第一 項の 開館時間 前項第 及び休館日を変更することがで 一号の規定に か かわらず、 あら
- 3 施設の一 指定管理者は、 部を休止し、 管理上必要があると認めるときは、 又は使用を制限することができる。 あら カン ľ \Diamond 知 事 0 承認を受けて

(指定管理者に関する読替え)

第十三条 用につい ついての第三条第一項及び第二項、 ては、 条例第十条第一項の規定により文化村 これらの規定中 「知事」とあるのは、 第四条、 第五条、 の管理を指定管理者に行わせる場合に 第九条並びに第十条の規定の適 「指定管理者」とする。

(その他)

第十四条 める。 この 規則に定めるも \mathcal{O} 0 ほか、 文化村の管理に関 し必要な事項は、 知 事が 定

附則

(施行期日)

施行する。 この 規則は、 条例 の施行 \mathcal{O} 日 カ ら施行する。 ただし、 次項の規定は、 公布 \mathcal{O} か

(準備行為として行う申請に必要な申請書等)

2 の申請に必要な申請書及び書類については、第十一条の規定の例による。 条例附則第二項の規定に基づき、 条例の施行の日前において行う指定管理者の指定

別表(第二条関係)

において、その日に最も近い休日でない日)及月曜日(その日が休日である場合は、その日後	午後五時まで	の 施 設 他	
	年前零時から 野日の午前零	イ 公 レ 衆 ト	棟 発 情 信 報
び十二月二十八日から翌年の一月四日までにおいて、その日に最も近い休日でない日)及月曜日(その日が休日である場合は、その日後	午後五時まで	の 施 設 他	棟は
十二月二十八日から翌年の一月四日まで	午後八時まで	ラント	っに交流
び十二月二十八日から翌年の一月四日までにおいて、その日に最も近い休日でない日)及月曜日(その日が休日である場合は、その日後	午後八時まで	棟芸術文化体験	棟 芸術
)及び十二月二十八日から翌年の一月四日まで (以下「休日」という。)である場合は、その (以下「休日」という。)である場合は、その 和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭	午後五時まで	展 文 根 球 財 修 後	展
休館日	開館時間	施設	1.6-

第1号様式(第3条関係)

な	5	歴	史	芸	術	文	化	村	使	用	申	込	書
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

奈良県知事

指定管理者 殿

申込者 住 所

氏 名

団体の場合には、その所在地及び名称並びに代表者の氏名

なら歴史芸術文化村を使用したいので、次のとおり申し込みます。

催し、会議 等 の 名 称							
使用内容							
使用日及び		年	月	日 (曜日)	n 88	
使用区分	7	年	~ 月	日 (曜日)	日間	
使用施設	ホール、セミンとおり)	ナールーム、	控室、実習	室(使用	目ごとの使	用施設は、	別紙の
使用設備	要(使用日ご 否	との使用設備	請は、別紙の)とおり)			
使用責任者	住所 氏名			電話			
備 考							

記入上の注意

- 1 該当事項には、○印を付けてください。
- 2 「使用施設」及び「使用設備」欄の別紙には、使用日ごとの施設名(例セミナール ームA等)又は設備名を記入してください。
- 3 「備考」欄には、使用日ごとに公演回数及び開演・終演の予定時間を記入してくだ さい。

なら歴史芸術文化村使用承認書

年 月 日

様 (殿)

奈良県知事 指定管理者 印

年 月 日付けで申込みのありましたなら歴史芸術文化村の使用については、 次のとおり承認します。

承	使用者氏名						
754	催し、会議 等の名称						
	使用内容						
認							
	使用日及び 使 用 区 分		年年	月 ~ 月		曜日)	日間
事							
	使用施設	ホール、セミナ用施設、設備の			室(使用日	日ごとの使	用施設は、別紙「使
項	使用設備	(使用日ごとの	使用設備	は、別紙「化	吏用施設、	設備の明	細」のとおり)
	用料又は用料金			F	円		

承認条件

- 1 使用準備、使用終了後のあとかたづけ、退館等は、上記使用区分の時間内で行うこと。
- 2 収容定員を超えて入館させないこと。
- 3 他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者を入館させないこと。
- 4 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められる物を持ち込み、又は持ち込ませないこと。
- 5 定められた場所以外の場所において飲食若しくは喫煙をし、又はこれらをさせないこと。
- 6 承認を得ないで、火気(喫煙を除く。)を使用し、又は使用させないこと。
- 7 承認を得ないで、ポスター、はり紙、看板、けんすい幕、旗その他これらに類するものを 掲示し、又は掲出しないこと。
- 8 承認を得ないで、文化村内において寄付金を募集し、物品を販売し、飲食物を提供し、又は使用者以外の者をしてこれらを行わせないこと。
- 9 文化村の管理上必要があると認め、関係職員を使用中の施設等に立ち入らせるときは、これを拒んではならない。
- 10 文化村関係職員の指示に従うこと。
- 11 なら歴史芸術文化村条例及びなら歴史芸術文化村管理規則の規定に従うこと。

第3号様式(第6条関係)

	撮影	等許	可申請	音	ر ت		п
					午	月	日
奈良県知事	殿						
			申請者	住所			
				氏名			
			(団体 <i>0</i> 名称立)場合には、 をびに代表え	その <u>所</u> 者の氏名	近在地及 3	をび
次のとおり歴史文	化資源等の撮影	等を行いた	こいので、	申請します	0		
方 法	撮影	模写	模造	その他	()	
品名及び点数					(計		点)
目的又は用途							
希望日時	年	月日	時日	分から			
	,		時	分まで			
備考							

注 「方法」欄には、該当する事項を○で囲んでください。

歷史文化資源等貸出申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所 氏名

団体の場合には、その所在地及び 名称並びに代表者の氏名

次のとおり歴史文化資源等の貸出しを受けたいので、申請します。

品	目	名	7	点		数	備				考
目		白	Í								
歴史	2文化資源等@	の使用場所	f								
期		ŀ		年	月	日か	Ġ	年	月	日まで	
輸	送	方	九								
輸	送 業 者 名	・人数	攵								
担	当 責	任者	<u></u>								
そ	Ø	H	<u>h</u>								

第5号様式(第11条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者所在地名称代表者氏名連絡先

なら歴史芸術文化村条例第10条第3項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので 関係書類を添えて申請します。